

蔵王町国土利用計画

第 三 次

平成 1 3 年 3 月

宮 城 県 蔵 王 町

蔵王町国土利用計画

第三次

平成13年3月7日

町議会議決

目次

前文	1
1. 町土利用に関する基本構想	2
(1) 町土利用の基本方針	2
(2) 利用区分別及び地域類型別の町土利用の基本方針	4
2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	6
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	6
(2) 地域区分図	8
(3) 地域別の概要	9
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	11
(1) 公共の福祉の優先	11
(2) 土地利用に関する法律などの適切な運用	11
(3) 地域整備施策の推進	11
(4) 町土の保全と安全性の確保	11
(5) 環境の保全と町土の快適性及び健康の確保	11
(6) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化	12
(7) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発	13

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、蔵王町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定め、町土の総合的・計画的な利用を図るための指針とするもので、宮城県国土利用計画（第四次）を基本とし、地方自治法第2条第4項に基づき、第三次蔵王町長期総合計画に即して定めるものである。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

1. 町土利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

① 本町は、東西 23 km、南北 13 km、総面積 152.85 km²で、宮城県の南部に位置し、北は川崎町、南西に七ヶ宿町、南に白石市、東に大河原町と村田町に接している。標高 1,400~1,800m の蔵王連峰が連なり、東に向かって山麓丘陵地帯となっている。蔵王連峰を源に、西から南にかけて町の中央を松川が流れ、白石川に注いでいる。蔵王山麓の高原には、遠刈田温泉や別荘地、畑作・畜産地域が開け、下流に向けてはナシ・リンゴ・モモなどの果樹園と野菜畑、さらに水田が段階的に広がっており、多様な地域特性を有している。

昭和 37 年蔵王エコーラインの開通を契機として、東北自動車道(白石 IC・村田 IC)、東北新幹線(白石蔵王駅)の利用により、本町の地域特性を生かした、みやぎ蔵王すみかわスノーパーク・みやぎ蔵王えぼしスキー場、別荘地、大型リゾートホテル、マンションの開発など、リゾート観光拠点としての性格を強めてきた。また、コスモスラインを始めとする農道整備等が進められ地域間連携が強まりつつある。

一方、永野地域では、商業施設の立地動向が高まり、中心市街地としての性格を強めてきている。国道4号沿いについては、商工業を中心とした新市街地の形成が進行している。

土地利用の規制状況は、地域特性に即して国定公園区域(昭和 38 年8月指定)5,009.9ha、並びに県立自然公園区域(平成5年改定)4,283ha がある。また、都市計画区域(昭和 46 年 12 月指定)4,713ha については、用途指定及び線引きはしていない。更に農業振興地域の整備に関する法律にかかる区域 5,793ha のうち、1,871ha が農用地区域に指定(平成 12 年改定)されており、それぞれ本町の秩序ある土地利用の規制誘導が図られている。

このような地域特性を踏まえ、第三次蔵王町長期総合計画において、『いきいき優タウン・ざおう』を将来像として掲げ、「人に優しい自然に優しいみんなの住むまちづくり」を進めている。

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤である。したがって、町土利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全、歴史的な文化遺産の保護を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。この基本理念と将来展望の基に、調和のとれた町土環境と個性と活力のある地域を形成するよう、町土の利用を図るものとする。

(イ) 町土は、町民の財産として捉え、町民の福祉を最大にするよう町土の有効利用を図るものとする。

(ロ) 町土は、自然と人間が永続的に共存すべきひとつの環境圏として捉え、自然と生活及び生産活動が調和した、望ましい環境が形成される町土の利用を図るものとする。

(ハ) 地域の持つ歴史的風土・地理的条件・自然環境を生かした地域の発展整備を推進することにより、町土の均衡ある発展を促進しつつ、本町が目指す『いきいき優タウン・ざおう 一人に優しい自然に優しいみんなの住むまちづくり』の達成に向け町土の有効利用を図るものとする。

② 本町を取り巻く状況は、最近の社会情勢の変化に伴い、少子・高齢化が進む傾向にある。また、社会的動向は、“量から質の時代”へ転換し成熟化へ向かっている。このような事情から、土地利用の転換圧力は弱まりつつある。

町土の利用に当たっては、生活の価値観の多様化をはじめ、急速な産業構造の転換により、雇用問題の深刻化、未利用地の増加など、地域振興を図るうえで大きな問題が生じている。これらの課題を踏まえ、町土の安全性・公害の防止・快適な環境・精神的豊かさ、さらには健康的な活動の場を提供するものとしての町土に対する期待の高まりなど、町土利用への質的变化に対して適切な対処が必要である。このため、152.85 km²の限られた町土資源を前提として、その有効活用を図りつつ、町土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの土地需要の量的な調整と町土利用の質的向上を図り、町土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

(イ) 土地需要の量的調整に関しては、都市的土地利用について、土地の高度利用を促進するとともに、良好な市街地の形成を図る。他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動の場、町民や観光客が自然に親しむ場として、適正な保全を図る。また、森林・農用地・宅地などの相互の土地利用の転換については、転換後の復元が容易ではないこと、自然の様々な循環系に影響を与えることなどに配慮し、実態を十分に把握し計画的かつ慎重に行うことが重要である。

(ロ) 町土利用の質的向上に関しては、適正な町土利用を通じて安全性を強化することが重要である。町土面積の63%を占める森林の町土保全機能の向上及び水系の総合的管理を進めるとともに、人口・産業などの集積している地域などの災害に対する安全性の向上などを図る必要がある。

また、快適性及び健康性については、公害の防止・自然環境の保全・歴史的風土の保存などに配慮し、市街地においては土地利用の高度化などによるゆとりある環境を確保する。農村集落においては地域の活性化を図りつつ、緑資源の確保及びその総合的有効利用を進めるなど、地域の自然的・社会的条件に即し、快適かつ健康的な生活を支える町土の形成を図る必要がある。

(2) 利用区分別及び地域類型別の町土利用の基本方針

① 農用地

農業は、町の経済基盤を支えてきた基幹産業として位置づけ、農用地については、これを支える基礎的な生産基盤であるため、極力その確保を図る。本町がこれまで実施してきた農業生産基盤整備事業などの成果を踏まえながら、農業以外の土地需要との計画的な調整を図り優良農地を確保していく。また、農業従事者の高齢化・後継者不足などから増加している遊休地の有効活用を図るため、その実態を把握し、農業経営基盤強化促進事業などによる流動化を促進する。

また、リゾート地域と農業が調和した新しいふるさとを形成する一方、可能な限り集团的・生産性の高い地域一帯を農用地区域として保全し、生産の安定を図りながら、自然と調和した農業・観光環境を作り上げていくために、町土保全など農用地の多面的機能が発揮されるよう配慮する。

② 森林

森林については、木材生産などの経済的機能及び町土保全・水資源かん養・保健休養・自然環境の保全などの公益的機能を総合的に発揮しうよう、必要な森林の確保と整備を図りつつ、特に貴重な原生林の保全に努める。

このため、スキー場など既存のレクリエーション施設を生かしながら、自然と調和のとれた人間性の回復の場・憩いの場として利用するほか、特用林産物や木材生産を組み合わせた農林複合経営を推進して、森林の総合的有効利用を図る。

一方、別荘地などとして利用が見込まれる山林については、できる限り自然環境を保全し、自然を満喫できる生活環境を創出する。

③ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域及び土砂災害危険箇所における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の積極的整備などに要する用地の確保を図る。水面は、農業用水の確保という農業振興を進めるうえで欠かせないものである。このため、貴重な水面として整備を図る。

また、水面・河川及び水路の整備に当たっては、貴重な魚種等の保護、増殖を図り、自然環境の保全に配慮するとともに、河川敷においては、河川敷や堤防などの活用が可能な空間を緑地公園や遊歩道などとして整備し、町民や観光客のための魅力ある空間の形成及び親水性の向上を図る。

④ 道路

一般道路については、町土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。整備に当たっては道路の安全性、快適性などの向上及び災害防止、公共・公益施設の収容など、道路の多面的機能の発揮と環境の保全に十分配慮する。

また、農林道については、農林業の生産性向上及び農林地の適正な管理を図るため、必要な用地を確保する。整備に当たっては、各種産業、生活道路としても利用される可能性のあることを十分配慮し、適切な沿道利用の誘導、自然環境の保全に努める。

⑤ 宅地

住宅地については、町土の均衡ある発展のため、今後の人口増加などを考慮し、地域特性に応じた望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、防災性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しながら、都市基盤整備と生活関連施設の整備を計画的に進め、必要な用地の確保を図る。

⑥ 工業用地

工業用地については、環境の保全などに配慮し、町民所得の向上・就業機会の確保・地域人口の定住化を図り、地域特性を生かした町土の均衡ある発展を目指す。また、適地に産業活動の活発化を図るため、工場立地のニーズや需要量を的確に把握し、交通条件を生かした生産基盤の整備を進め、必要な用地の確保を図る。

⑦ その他の宅地

その他の宅地については、土地区画整理事業などによる土地の有効活用を促進し、都市基盤整備と整合を図りながら、計画的に必要な用地の確保を図る。また、地域の生活拠点としてその用地の確保を図る。

一方、別荘地・リゾートホテル・保養所などの宅地については、できる限り自然環境の保全に配慮し、自然環境を生かした自然に優しい整備を図り、計画的に必要な用地を確保する。

⑧ 環境保全

環境保全に関する土地利用については、その保護利用は健康にして文化的な町民生活を享受するうえで必要不可欠なものである。

本町は蔵王連峰という恵まれた自然景観を持っている。加えて史跡・文化財など、多くの歴史的遺産にも恵まれ、水と緑と文化が豊かな町土空間を形成している。これらの優れた自然環境や歴史的遺産を町の営みの根源と認識し、町民の生活にとけこんだ、積極的な保護保全を進めながら豊かな生活環境の形成を図る。

⑨ 保全区域

各種保安林・砂防指定地・土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・河川保全区域などの保全は、町民生活を災害から守り、社会生活や産業活動の基盤として、町土の均衡ある発展をもたらす基礎的条件である。

このため、これらの保全地域・区域の積極的な指定と整備を推進し、町土保全機能の向上を図る。

⑩ 公共施設用地

以上の他、文教施設・公園施設・厚生福祉施設・交通施設等の公用・公共施設の用地は、町民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、中心となる永野地域と他の地域との連携を図りながら、均衡や集中化を考慮しつつ用地の確保を図る。

2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ① 計画の目標年次は平成 20 年とし、基準年次は平成 10 年とする。
- ② 土地利用に関する基礎的な人口及び世帯数は、平成 20 年において、およそ 14,640 人、4,370 世帯を目標とする。
- ③ 町土の利用区分は、農用地、森林及び宅地などの地目区分とする。
- ④ 町土利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の土地利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口などを考慮して利用区分別に必要な土地の面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。
- ⑤ 町土の利用に関する基本構想に基づく、平成 20 年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりである。

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位: ha、%)

区分	規模の目標と変化の状況									(参考)実績		
	平成10年	平成16年	平成20年	構成比			増減伸び率		年率	増減	年率	
	基準年次	中間年次	目標年次	H 10	H 16	H 20	H10~H20	H20/H10	H10~H20	H元~H10	H元~H10	
農用地	2,528	2,439	2,387	16.5	16.0	15.6	△ 141.0	△ 5.6	△ 0.6	△ 252.0	△ 1.0	
農地	田	958	937	929	6.3	6.1	6.1	△ 29.0	△ 3.0	△ 0.3	△ 72.0	△ 0.8
	畑	1,570	1,502	1,458	10.3	9.8	9.5	△ 112.0	△ 7.1	△ 0.7	△ 180.0	△ 1.1
採草放牧地	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	
森林	9,621	9,609	9,601	62.9	62.9	62.8	△ 20.0	△ 0.2	△ 0.0	△ 531.0	△ 0.6	
原野	7	7	7	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	7.0	-	
水面・河川・水路	303	302	301	2.0	2.0	2.0	△ 2.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	
水面	2	2	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	11.1	
河川	248	248	248	1.6	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	2.0	0.1	
水路	53	52	51	0.3	0.3	0.3	△ 2.0	△ 3.8	△ 0.4	△ 3.0	△ 0.6	
道路	469	490	504	3.1	3.2	3.3	35.0	7.5	0.7	53.0	1.4	
一般道路	295	304	310	1.9	2.0	2.0	15.0	5.1	0.5	23.0	0.9	
農道	142	148	152	0.9	1.0	1.0	10.0	7.0	0.7	20.0	1.8	
林道	32	38	42	0.2	0.2	0.3	10.0	31.3	3.1	10.0	5.1	
宅地	618	669	706	4.0	4.4	4.6	88.0	14.2	1.4	63.0	1.3	
住宅地	243	275	299	1.6	1.8	2.0	56.0	23.0	2.3	31.0	1.6	
工業用地	40	45	48	0.3	0.3	0.3	8.0	20.0	2.0	8.0	2.8	
その他の宅地	335	349	359	2.2	2.3	2.3	24.0	7.2	0.7	24.0	0.9	
その他	1,739	1,769	1,779	11.4	11.6	11.6	40.0	2.3	0.2	660.0	6.8	
合計	15,285	15,285	15,285	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

(2) 地域区分図



(3) 地域別の概要

- ① 土地利用の現況及び自然的・社会的・経済的諸条件を勘案し、平沢地域・円田地域・永野地域・宮地域・遠刈田地域の5地域区分とし、それぞれの地域の範囲は、次のとおりである。

地域の区分	地域の範囲（行政区）
平沢地域	小村崎東・小村崎西・平沢・新町・山ノ入
円田地域	東根・北境・円田中・円田入・円田表・塩沢
永野地域	永野・永野西・矢附・曲竹北・曲竹南
宮地域	宮・宮司・沢内・向山
遠刈田地域	遠刈田・小妻坂・北山・七日原

- ② 計画の目標年次・基準年次は（1）に準ずる。
- ③ 目標年次における町土の利用区分ごとの概要は、次のとおりである。

(イ) 平沢地域

この地域は、優良農地が多く残る平沢地区を中心に農業集落が形成され、農業生産の活発な地域である。県営ほ場整備事業が進行しており、本町の農業生産基盤を支える広大な優良農地として整備活用を図る。また、山間集落に通じる農道整備により生産性の向上を図る。

山崎周辺については、東北自動車道村田インターチェンジより、約 1.5 kmの交通の便を生かし工場や流通産業などのゾーンと位置づけ、町民所得の向上、就業機会の確保の面から、環境の保全に配慮した土地の利用を図る。

(ロ) 円田地域

この地域は、盆地の中心ということから、古くから農業地帯として発展してきており農畜産物の生産が多い。平坦部に広がる水田は県営ほ場整備事業が平成9年に完了している。今後とも農業の生産基盤整備と中核的農家への農用地集積を促進し、農用地の高度利用と保全に努める。

丘陵部は果樹の栽培が盛んで、県営農地開発事業により果樹園芸地帯が形成されたので、産地として育成する。円田入地区は酪農が盛んな地域で、造成された草地の高度利用により粗飼料の供給を図る一方、整備が進む広域農道コスモスラインとこれにアクセスする円田地区農免農道による交通条件を生かし、観光や生活面の利便性の向上と酪農経営地帯として利用を図る。

森林については、効率的な森林施業を図るため、林道・作業道の整備を図る。また、環境の保全に配慮し、優良林地の保全に努め、森林の公益的機能を維持する。

(ハ) 永野地域

この地域は本町の中心部に位置し、主要地方道県道白石上山線が縦貫している。その周辺には住宅・商業・工業・公共施設の集積が進行しており、本町の中心としての役割をさらに強めてきている。

このため今後とも、公共施設等を一体的に整備し、商業業務機能の充実を図るとともに良質な住宅環境の整備を図っていくことが必要である。これに伴い、農地転用も進むものと予想されるが、環境の保全と無秩序な土地利用の防止に留意しつつ、適正な土地利用の確立に努めていく。

また、同地域の西部は、古くから果樹園芸が盛んな地域で栽培技術が高く、これらの特質と観光的要素を加味した観光果樹園直売所として、県道沿いに店を連ねている。蔵王らしさを徐々に演出しながら観光リゾート地に向う基軸であることに配慮し、沿道利用を図る。矢附地区・曲竹地区は、果樹団地を有し、今後は円田地域とともに、観光農業の推進を図っていくことが望まれている地域である。

森林については、森林施業の振興、施業団地などの整備を図るため、景観保全に留意しながら、林道、作業道網の整備などを推進する。

(ニ) 宮地域

この地域は、国道4号、主要地方道白石上山線が走っており、また、東北自動車道白石インターチェンジより約2kmと交通条件の上では極めて恵まれている。このような立地条件を生かし多くの工場・飲食産業・商業サービス機能の集積が見られる。

向山農工団地をはじめとして、町民の就業の場として重要な役割を果たしているため、環境に配慮しつつ適切な土地利用に努める。

また、近年はJR東白石駅・北白川駅の利用が可能な区域では、人口増加を受け入れる住宅需要が高まっており、商工業基盤、駅へのアクセス路の整備を併せて進め、良質な住環境の形成と広域交通網の拡充を図っていくことが望まれている。

一方、広い平野を持つこの地域は、農業構造改善事業、高速道路関連農林業対策事業、非補助土地改良事業により、ほ場条件の整備が終了していることから、農用地との適正な調整の基に利用を図る。

(ホ) 遠刈田地域

この地域は、蔵王国定公園を含む、観光温泉基地として古くから賑わっており、蔵王エコーライン・スキー場などをはじめ、温泉付別荘地・保養所など観光開発が進み、恵まれた自然と豊富な温泉を生かした高原リゾート都市の性格を強めている。

今後も、北山・七日原集落は観光開発の進行に伴う、秩序ある整備を推進し、可能な限り農用地の集団的・生産性の高い地域一帯を農用地区域として保全し、生産性の安定を図っていくことが重要である。また、内水面漁業用地については、観光地域特性を加味し保全を図るなど、この地域の優れた風景の保護に努める。

植林用(山行)苗木・緑花木生産も盛んで、植林用(山行)苗木については県内需要の大半をまかなっている。また、自然環境の保全に配慮しながら、道路の整備・エコーライン沿線の景観改良などを進めるとともに、スキー場・宿泊施設など観光施設の整備と多面的利用に努め、通年型の広域観光地として整備していくことが必要である。

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

(2) 土地利用に関する法律などの適切な運用

土地基本法及び国土利用計画法をはじめ、都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・文化財保護法・自然公園法及び県立自然公園条例などの適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適切な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(3) 地域整備施策の推進

町土の均衡ある発展を図るため「第三次蔵王町長期総合計画」に基づき、本町の景観に潤いと魅力を与える自然公園（蔵王国定公園等）と周辺の森林の保全と活用、優良農用地の保全と遊休農地の有効活用、集落景観・環境の整備、中心市街地の整備と居住環境の整備、観光拠点整備を図る。

(4) 町土の保全と安全性の確保

① 町土の保全と安全性確保のため、河川ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和及び地形など自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、適正な誘導を図る。

② 森林の持つ町土保全機能などの向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進める。また、地域特性に応じた森林の管理水準の向上を図るため、林道など必要な施設整備を図る。

人口・産業・諸機能の集積している地域における安全性を確保するため、工場の立地、市街地の整備に当たり、公害の防止及び自然環境の保全など十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用を図る。

(5) 環境の保全と町土の快適性及び健康の確保

① 公害の防止・自然環境の保全・歴史的風土の保存・文化財の保護などを図るため、開発行為などについては、事前に関係機関と連携しながら、町で定める指導要綱の活用により、秩序ある開発が図られるよう適切な指導に努める。さらに、町民生活の安全の確保を図るため、災害の防止に万全を期すとともに、森林などの開発については、災害の発生及び環境の悪化などに十分配慮し、周辺土地利用との調整が図られるよう対策を講ずる。

② 大規模な土地利用転換については、環境に与える影響が広範囲であることから、事前に関係機関との協議や環境評価を実施することにより、公害の防止及び自然環境の保全に努め土地利用の適正化を図る。

③ うるおいのある町土を形成するため、公園緑地の整備・保全を推進し、豊かな自然の体系的な保全を図る。また、良好な生活環境とゆとりある土地利用を図るため、緑地空間及び水辺空間の積極的な保全・創出・美しく良好な街並み景観の形成などにより、ゆとりある快適な環境をつくる。農村集落をはじめとする自然的地域においては、森林・農用地などの緑空間を自然

とのふれあいの場として確保する。

- ④ 公害の防止を図るために、騒音・振動などの著しい交通施設などの周辺においては、緑地の緩衝機能の整備や周辺にふさわしい施設の誘導などにより、土地利用の適正化を図る。
- ⑤ 河川などの水質保全、緑地・景観などを保全し、そこに生息する動植物・自然環境を保護するとともに、町民の生活環境を改善するため、給水施設の拡張整備を促進し、生活用水などの安全供給を図る。また、下水道施設、環境衛生施設の整備を進める他、排水規制・水質監視体制の強化に努める。
- ⑥ 環境の保全を図るため、工場の適正な配置の促進、住居系・商業系・工業系などの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を図る。

(6) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化

- ① 農用地については、農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、利用条件の比較的劣る農用地についても農業振興に努める。また、利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定に配慮し、優良農用地の確保・保全に十分留意しながら、他の土地利用との計画的な調整を図る。
- ② 森林については、経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進する。諸機能が低位のものについては、自然環境の保全に配慮しつつ整備を促進し、その有効利用を図る。また、利用転換を行う場合には、森林資源の保続培養と林業経営の安定に努めるとともに、災害の発生・環境の悪化など、公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。
- ③ 水面・河川・水路のうち、河川については、生活用水及び農業用水の安定した取水と災害の発生を防止するため、河川改修事業などを計画的に促進する。
水面については、水面の持つ多面的な要素を生かすよう整備に努める。
水路については、農業用水を確保するため整備を図る。

- ④ 道路のうち、一般道路については、町民の日常生活と密着な関連性があるので、町道などいわゆる町内主要幹線道路及び生活道路の改良、交通安全施設の整備などを積極的に進めるとともに、国県道の整備を促進する。農林道は農林地の適正な管理を図るため、沿道利用に留意しつつ計画的な整備を進める。
- ⑤ 宅地のうち住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、公共及び民間による計画的な宅地開発の促進を図る。また、防災上の向上とゆとりある快適な空間・生活基盤施設の整備による良好な居住環境の整備に努める。
- ⑥ 工業用地については、地域社会・自然との調和及び公害防止に配慮しつつ、工場の新規立地などの動向に対応した公共及び民間による計画的な工業団地の造成を図るとともに、積極的に立地を進める。
- ⑦ その他の宅地は、地元商店の近代化や協業化による共同店舗や共同駐車場の設置などを働きかけ、その用地確保に当たる。
- ⑧ 大規模な土地利用の転換については、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い町土の保全と安全性の確保・環境の保全などを図りつつ、適正な土地利用の確保を図る。
- ⑨ 農地と宅地の混在が進展する地域等において土地利用の転換を行う場合には、混在による弊害を防止するため、無秩序な開発を抑制し、農業振興地域整備計画制度の適正な運用等により、農用地・宅地等相互の土地利用の秩序ある共存を図る。
- ⑩ 低利用地などについては、町土の有効利用及び町土の保全の観点から、周辺の土地利用との調整を図りつつ、農林業及び都市的土地利用への活用を図る。
- ⑪ 以上の他、文教施設・公園緑地・厚生福祉施設・交通施設などの公共施設用地及び基本構想に基づくリゾート用地・レクリエーション用地については、行政需要の増加や余暇活動の増大など、町民ニーズの高度化・多様化に対応した適正配置と、その用地の確保を自然環境の保全に配慮しつつ、計画的な土地利用を図る。なお、永野地域における公共施設等の用地については、周辺の環境と調和した整備を図る。

(7) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発

町土に関する土地利用現況調査・土地条件調査・社会経済条件調査などを必要に応じて実施するとともに、併せて、土地の投機的な取引を規制し、適正な取引に導くと同時に、地価安定に関連した調査を実施する。

また、町民による町土への理解を促し、計画の総合性及び安全性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。